

花と緑のわがまちづくり助成制度の概要

(趣旨)

花と緑のわがまちづくり助成制度は「まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する」と規定されています。

事業認定申請書において上記の趣旨に合致する目的で活動されることが確認され、認定を受けた自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものです。

(助成対象者)

助成の対象者は、上記の趣旨に合致し、市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵（連続した複数の区間）等の公共の場所において緑化活動（草花等の植栽およびその維持管理）を行う自治会、管理組合、若しくは事業所、又は地域の緑化グループです。

(緑化活動の回数)

緑化活動の回数は、年間（1会計年度）2回を基本としています。

(助成対象経費)

助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とします。

○ 対象となる物品例：種苗類、土、肥料、プランター、花壇材料、土壌改良剤など

× 対象外 の物品例：薬剤類（殺虫剤、除草剤など）、スコップ、ハサミ、送料、手数料、散水ホース、じょうろ、軍手、ブルーシート、レジ袋、ごみ袋など

※実績報告の際に写真【購入物品、植栽前の状況、植栽後の状況】、領収書及び内訳のわかる納品書等経費の用途を明らかにする書類の添付が必要ですので忘れずに写真(カラー)を撮っておいてください。購入物が全て植え付けられているか、写真で確認できない場合、追加で写真の送付をお願いしたり、お支払いを停止する場合がございます。

※購入した物品が対象となるかは地方自治法第232条第2項、同法第2条14項等に基づき公益性等を鑑み決定します。ご不明な場合は購入物品をお知らせ頂きご相談下さい。

(助成金の額)

助成金の額は、原材料費に相当する額としますが、年間の緑化活動の回数や花壇の面積などにより、助成金の額が異なります。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円が限度です。注1)

詳しくは、別紙「花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱第6条の事業の認定および認定額の決定に関する基準」を参照してください。

※注1) 全団体の申請額の合計が予算額を超えた場合は、按分等により限度額から減額がなされます。なるべく実際の緑化活動に必要な経費で申請いただきますようお願いいたします。

(認定申請)

助成金の交付を受けようとする者は、助成事業認定申請書を花のまちづくりセンターへ所定の期限までに提出し、認定を受けてください。

(変更の承認)

認定を受けた者は、事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、花のまちづくりセンターへ届け出て、その承認を受けてください。

(実績報告)

緑化活動後、速やかに「花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書」を花のまちづくりセンターへ（年間2回以上緑化活動を行う場合はその都度）提出し、助成金の額の確定を受けてください。

※写真【購入物品、植栽前の状況、植栽後の状況】、領収書及び経費の用途を明らかにする書類の添付が必要です。

※※実績報告において書類が不備になる事例※※

以前は、全体の購入額のみが記載された領収書で明細が添付されていない場合、団体様で花苗の数を集計した表などを作成いただき、受付をしておりましたが、昨今の公金支払いの厳正化により、それらは正式な書類として認められなくなりました。

つきましては、明細が無い場合は納品書等を再発行いただくようお願いいたします。よく本市で受付する販売店としましては、

- ① GP-山長・・・再発行を受付していただけます。この場合FAXでも可能です。
- ② Green ハウス生駒上町店・・・領収書を発行した際、レシートを店舗控えの台帳に貼り付けて保管されています。なるべく購入時に受け取っていただくか、受領しなかった場合は、台帳を店舗で見せていただき、携帯で写真を撮るなどして、資料として追加送付してください。（花苗の名前も控えてください）
- ③ 「株式会社 国華園」等ネットでの購入・・・サイト上で明細が発行できる場合があります。送料や手数料は対象ではありませんので、明細がないと実際に花苗に要した額が分からずお支払いができません。ID登録して購入することを推奨します。

(助成金の交付の請求)

助成金の額の確定後、請求書により助成金を花のまちづくりセンターへ請求してください。

(交付決定の取消しおよび、助成金等の返還)

偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたときは、生駒市補助金等交付規則に基づき事業認定の取消しおよび、助成金等の返還が命ぜられます。

※生駒市補助金等交付規則第21条において「補助金によって取得したものは目的以外の用途に使用し、譲渡してはいけない」と規定されています。本助成金においてもこれらに準じていることが明らかでない場合、追加で資料を求めたり、お支払いを停止する場合があります。